

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年6月4日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	西東京市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	67-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.nishitokyo.lg.jp/siseizyoho/sesaku_keikaku/my_number/index.html

執行機関名 西東京市長

障害児の育成に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	西東京市児童育成手当条例(平成13年西東京市条例第109号)による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの(障害手当)
② 番号法別表第1の項	47	
③ 番号法別表第2の項	67	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		西東京市個人番号の利用に関する条例 別表第1 第3の項 西東京市児童育成手当条例(平成13年西東京市条例第109号)による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第1条	西東京市児童育成手当条例(平成13年西東京市条例第109号)第1条及び第3条
⑥ 事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、児童育成手当(以下「手当」という。)を支給することにより、児童の心身の健やかな成長に寄与し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。 第3条 手当は、次の各号のいずれかに該当する者(以下「支給要件児童」という。)の保護者であって、西東京市の区域内に住所を有するものに支給する。 (2) 20歳未満の者であって、次に掲げる程度の障害を有するもの ア 知的障害者であって、精神発育の遅滞の程度が中度以上であるもの イ 身体障害者であって、身体の障害の程度が、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)の別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表のうち、2級以上であるもの。 ウ 脳性麻痺又は進行性筋萎縮症を有する者
⑦ 独自利用事務の関連規範		西東京市児童育成手当条例 西東京市児童育成手当条例施行規則